

第5部 その他の緊急対応

第1章 その他の緊急対応活動

・区民の避難を伴う事故等として想定されるものには、この他にも大規模な火災、危険物及び有毒ガス等の漏洩、群衆事故等が考えられる。区は、区民の避難を伴う事故等の際には、不発弾処理の本部体制に準拠した対応を行うが、その事故等の影響が区内全域におよぶ場合は、震災編に定める災害対策本部に準じた体制をとることとする。

・武力攻撃又は武力攻撃に準ずる手段又はテロによる武力攻撃事態、緊急対処事態、CBRNEを使用した攻撃については、荒川区国民保護計画による体制により対応する。

※ その他

・区は、被害状況に対応して、必要な対策を実施する。対策の詳細は震災編を準用する。

令和6年12月発行

登録(06)0064

荒川区地域防災計画(令和6年修正)本冊

編集発行 荒川区防災会議

(荒川区防災会議事務局)

荒川区区民生活部防災課

〒116-8501 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

電話 03(3802)3111(代)内492

直通 03(3803)8711

FAX 03(5810)6262